一、申請人、被申請人間の名古屋地方裁判所昭和四五年(ヨ)第九八六号仮払い仮処分申請事件につき、当裁判所が昭和四五年八月一二日なした仮処分決定を認可する。

二、訴訟費用は、被申請人の負担とする。

事 実

第一、当事者の求める裁判

一、申請人「主文と同旨」

二、被申請人「主文第一項掲記の仮処分決定を取消し、申請人の本件仮処分申請を 却下する。訴訟費用は、申請人の負担とする。」 第二、当事者の主張

一、申請の理由

(一) 被申請人は、放送法による一般放送事業者の放送事業およびこれに関連附帯する一切の業務を営むことを目的とする株式会社であり、申請人は昭和三二年四月一日被申請人に入社した従業員であり、かつ、被申請人の従業員によつて組織されている申請外中部日本放送労働組合(以下(申請外組合)という。)の組合員である。

(二) ところが、被申請人は、昭和四五年三月一四日、申請人に対し申請人を解雇する旨の意思表示(以下「本件解雇」という。)をした。そこで、申請人は被申請人に対し、名古屋地方裁判所に本件解雇の無効を主張して、従業員としての地位の保全、賃金仮払いを求める仮処分(同裁判所昭和四五年(ヨ)第三二二号)を申請したところ、同裁判所は同月一八日、本件解雇の効力を停止し、一か月金一〇八、九八九円を毎月二三日限り申請人に仮に支払うべき旨の仮処分決定(以下「一次仮処分決定」という。)をした。

〇円を同年四月一日から毎月二三日限り本案判決確定に至るまで仮に支払うこと及び一時金として二〇〇、〇〇〇円を仮りに支払うことを命ずる旨の主文第一項掲記 の仮処分決定をした。右仮処分決定は相当であるから認可さるべきである。

二、申請の理由に対する認否

申請の理由(一)ないし(三)の事実は認める。

- 同(四)の主張は争う。本件解雇により被申請人の従業員の地位を失つて いる申請人に対し、申請人主張の各協定の効力が及ぶいわればない。なお、申請人
- 主張の夏季一時金協定は申請人を支給対象者から除外している。 (三) 同(五)の事実中被申請人より得ている申請人の仮払金の手取月額が九 五、四二一円であることは認め、その余は争う。
- 三、被申請人の主張
- 被申請人は、後述の理由により申請人を解雇したものであつて、その解雇 (-)は有効であり、申請人には本件申請を為す被保全権利は存しない。
 - 申請人の解雇事由は次の通りである。 (1)

被申請人は昭和四五年三月一日、申請人を含む一三一名に対し、業務上の必要から定例的人事異動を行い申請人に対し被申請人岐阜支局多治見通信部主任への転勤 を命じた。

右発令に先立ち、被申請人は申請外組合に対し、同年二月一七日、機構改更およ び定例的人事異動の方針および内容を説明し、更に同月二四日、異動につき申請外 組合より異議の申出のあつた申請人を含む数名の者につき、個々の異動の事由を詳細説明した。申請人に対しては、更に報道局長Aより同月一七日ないし一九日、二四日、三月六日の五回にわたり、業務上の必要性および申請人の適性につき詳細に 説明、説得した。然るに申請人は、右説明および説得を一顧だにせず、徒らに右転 勤命令に従い得ない旨をくり返し、あまつさえ同年三月一〇日付内容証明郵便によ り「現在の情勢では私は多治見への配転を受入れるわけには行かず、引きつづき報 道局テレビニユース部で勤務する意思を有します。」なる文書を被申請人代表取締 役B宛に発し、もつて右転勤命令に服従し得ない意思であることを表明するに至つ た。

- (2) 被申請人は、昭和四五年三月一四日、右書面の真意をただすため申請人に話し合いを求めたところ、申請人は「地連執行委員としての立場を認め、かつ同年二月一七日の内示以前の状態にもどした上でなら話合う。そうでなくては話し合いを拒否する。勿論転勤命令には応じ得ぬ。」と被申請人の転勤命令には従わぬるを担てする。勿論転勤命令には応じ得ぬ。」と被申請人の転勤命令には従わぬるを 表明した。従つてこのことは、申請人が今回の被申請人の業務上の必要よりする転 勤命令には、自己の恣意の条件をのまぬ限り絶対に従わない旨の意思を被申請人に 表示したものであるが、かかる申請人の行為は、被申請人職員就業規則第五条二号、第五二条、第六条三号に違反するもので、第六六条一号に該当し懲戒解雇にすべきものであるが、第五七条、一一号により解雇した。
- しかるに、申請人は、名古屋地方裁判所に対し昭和四五年三月一六日解雇 (3) の効力停止の仮処分命令申請を為し、同裁判所は、口頭弁論は勿論審尋期日さえ定 めず、申請書の副本も被申請人に送達しないまま、同月一八日、前記の如き主分の 一次仮処分決定を為した。被申請人は、前記の如き正当な事由ありとして為した本 件解雇にかかる決定が何等の理由も示さず為されたことは全く不満であるので直ち に右仮処分決定に対し異議申立を為した。

また、申請人の本案訴訟も同裁判所昭和四五年(ワ)第八五七号事件として同裁 判所に係属中である。従つて申請人の主張する一次仮処分決定は確定した決定では なく直ちに申請人の被保全権利として主張し得るものでないことは仮処分制度の本 来の趣旨に鑑み当然のことである。またかかる流動的、仮定的でペンデング状態の 決定を直ちに被保全権利と考えることなく本件審理においても直接的に本申請の被 保全権利の存否を判断しなくてはならない。

(二) 以上の次第で本件仮処分申請は、被保全権利及び必要性の疎明を欠くから却下さるべきであるのに、賃金増額請求についてはその全額、一時金請求については二〇〇、〇〇〇円の限度でこれを認容した主分第一項掲記の仮処分決定は失当で あつて取消されるべきである。

第三、証拠(省略)

理 由

一、申請の理由(一)ないし(四)の事実は当事者間に争いがない。

被申請人は「申請人は、本件解雇により被申請人の従業員の地位を失つているか ら、本件仮処分申請の被保全権利である賃金増額分および一時金債権の前提となる 申請人の従業員としての地位の存否については、一次仮処分決定は何らの効力を及 ぼさない」旨主張するけれども、本件解雇の効力を仮に停止する旨の一次仮処分決 定により、右決定が取消されない限り、申請人が被申請人の従業員としてり地位を 保有しているという法律状態が形成されていることは明らかである。

従つて、このような一次仮処分決定が存する以上本件においても、本件解雇の効 につき判断するを要せず、申請人が被申請人の従業員の地位を有しているものと 一応認めて、賃料増額および一時金債権の存否およびその必要性についてのみ判断 すれば足りることになる。

成立に争いのない疎甲第三号証、第五号証の一中別添資料皿、第一四号証によ れば、申請人は妻帯者であり、本件解雇以前である昭和四四年度の基本給は六二、 二〇〇円、家族手当は五、一〇〇円であることが一応認められる。

してみれば、一次仮処分決定により被申請人の従業員としての地位を仮に保有 し、かつ、申請外組合の組合員である申請人は、同組合と被申請人との間に締結さ れた申請人主張の各協定の効力を受け、その主張のとおりの基本給昇給額、住宅手 当および夏季一時金の支払請求権を有するというべきである。

もつとも成立に争いのない疎乙第一号証、第五号証の二によれば、夏季一時金に つき締結された前記協定には、受給対象者として「今回の賞与は、昭和四四年一〇 月一日から昭和四五年三月三一日まで在籍した職員に支給する。」

旨の定めがあり、妥結団交の席上、被申請人と同組合執行部との間に被解雇者である申請人は右受給対象者から除外する旨の合意がなされたことが一応認められる。 しかし申請人は、前述のとおり仮処分決定により被申請人の従業員たる地位を保

有しているものであるから前記協定にいう在籍職員に該当し、受給対象者であるこ とは明らかである。

そして労働協約の法的性質にかんがみると、協約上受給対象者である組合員個人 につきこれを受給対象者から除外する旨労使の代表者が合意してもこのような合意 は何らの効力を生ずるに由ないことは多言を要しない。

従つて右合意は申請人の有する夏季一時金支払請求権には何らの消長を及ぼすも のではない。

三、よつて進んで、一時金につき、その必要性の存否について判断する。 (一) いわゆる「追加仮処分」のうち月額賃金の昇給分の仮払いを求めるもの は、賃金の殆んど大半が生活費にあてられるのが我が国の賃金生活者の現状である ことにかんがみれば、被保全権利の疎明があれば、特別事情なき限りその必要性を 昇給分全額について肯認すべきものと考える。

しかし、一時金の仮払いを求めるものについては、必ずしも右と同様には解せら れない。

-時金は賃金生活者にとつて日常の生活費の赤字補填の意味をもつとしても、必 ずしもその全額がこれにあてられるとは即断できない。

本件につきこれをみるに、申請人の月額賃金の手取り額が九五、四二一円 $(\underline{-})$ であることは当事者間に争いがなく、弁論の全趣旨により成立を認めうる疎甲第五 号証の一、第六号証、第一〇号証、前掲疎甲第一四号証および弁論の全趣旨によれ ば申請人は、賃金を唯一の生活の資とする労働者で妻と子供二人の四人家族であり、前記月額賃金の手取り額の中から自己の訴訟費用等をカンパに頼らず自ら捻出 していること、が認められ、従つて月々の生活費に相当程度の赤字を生じているこ とは推認できる。

しかしながら、本件全疎明資料によるも一時金三三三、八〇〇円全額の支払いを 今直ちに受けなければ、申請人の生計が維持できず、そのため回復し難い損害を蒙 るとは到底認めることはできない。

そこで以上の諸点を勘按すると昭和四五年度基本給昇給額および住宅手当につき いずれもその全額、夏季一時金につき二〇〇、〇〇〇円の限度で必要性を認めるこ とができる。

四、従つて、右の限度において申請人の仮処分申請を認容した主文第一項掲記の仮 処分決定は相当であるからこれを認可し、異議申立後の訴訟費用の負担につき民事 訴訟法第八九条を適用して主文のとおり判決する。